

(要領様式第1号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 上伊地環第50-2号  
令和7年(2025年)1月22日

上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内容	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社南信サービス 代表取締役 竹村 博文 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 43	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第33条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番 43
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第2号に規定する汚泥の乾燥施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○乾燥する産業廃棄物 汚泥(有機性のものに限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	52.56t/日 (2.19t/h : 24時間稼働)
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第33条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番 43
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○焼却する産業廃棄物 汚泥 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	27.67 t/日 (1.153 t/h : 24時間稼働)

条例 第 33 条	⑤周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 計画敷地から水平距離 1,000m内に存する自治会 松川町 松川自治会 松川町 鶴部自治会 松川町 新井北部自治会 松川町 宮本自治会 松川町 馬坂自治会 松川町 福沢自治会 松川町 部奈第一自治会 中川村 渡場地区  (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 ( 2 ) イ
	⑥関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 松川町長・中川村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑦関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	新井北部自治会 (日時) 令和 7 年 3 月 7 日 (金) 午後 7 時から (場所) 新井北部集会所 長野県下伊那郡松川町元大島 1777  渡場地区 (日時) 令和 7 年 3 月 9 日 (日) 午後 4 時 30 分から (場所) 渡場会館 長野県上伊那郡中川村葛島渡場 945- 2  福沢自治会 (日時) 令和 7 年 3 月 16 日 (日) 午後 2 時 30 分から (場所) 円塚坊集会所 長野県下伊那郡松川町生田福与 520  馬坂自治会 (日時) 令和 7 年 3 月 16 日 (日) 午後 6 時から (場所) 馬坂集会施設 長野県下伊那郡松川町元大島 2602  松川自治会 (日時) 令和 7 年 3 月 22 日 (土) 午後 7 時から (場所) 松川自治会所 長野県下伊那郡松川町元大島 2751  部奈第一自治会 (日時) 令和 7 年 3 月 24 日 (月) 午後 7 時から (場所) 部奈第一自治会所 長野県下伊那郡松川町生田部奈 2146  宮本自治会 (日時) 令和 7 年 4 月 19 日 (土) 午後 4 時から (場所) 宮本集会施設 長野県下伊那郡松川町元大島 2045

		鶴部自治会 (日時) 令和7年4月27日(日) 午後6時から (場所) 宮会所 長野県下伊那郡松川町上片桐 4722
	⑧事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年1月23日(木)～令和7年2月21日(金) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分～午後5時

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和7年2月21日(金) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。